

【受託研究報告書】

第25回全国農協大会議案分析

はじめに

第1章 第25回JA全国大会議案の位置と特徴

第2章 「消費者との連携による農業の復権」の特徴と課題

第3章 「総合性発揮による地域貢献」の特徴と課題

第4章 経済事業の戦略の特徴と課題

第5章 信用事業の戦略の特徴と課題

第6章 人事・労務対策の特徴と課題

2009年6月3日

農業・農協問題研究所

はじめに

本稿は全農協労連の農業・農協問題研究所に対する 2009 年度の委託研究「第 25 回 JA 全国大会議案(組織協議案)の分析」に対する報告書である。

本報告は、報告期限との関係で 2009 年 4 月 9 日に決定された「第 25 回 JA 全国大会議案(組織協議案)」(以下「**議案**」とする)を分析対象とする。議案は、白表紙の 89 頁に及ぶ大冊と、色刷りパワーポイント形式の 55 頁に及ぶ「縮刷版」(以下「**縮刷版**」とする)の二種類がある。縮刷版には議案にはないデータ等もあるので、ともに視野に入れる。

議案は第 1 部と第 2 部の「実践と進捗管理等について」に分かれるが、後者は 1 頁のみである。そして第 1 部はⅠ消費者との連携による農業の復権、ⅡJA の総合性の発揮による地域貢献、Ⅲ協同を支える経営の変革の三本立てになっている。それらを「農業復権」、「地域貢献」、「経営変革」と略せば、農業復権・地域貢献を目的として高く掲げ、その実現に向けての経営変革という構成と受け取れる。上品に言えばⅠⅡは祭の神輿、Ⅲは担ぎ手、下品に言えばⅠⅡは上半身、Ⅲは下半身である。A3 判のチャートでは、上段にⅠ・Ⅱ、下段にⅢを配しているの、その比喻もあながち下品とはいえない。

叙述のボリュームはⅠⅡとⅢがほぼ半々だが(正確にはⅢの方が多い)、これが縮刷版になるとⅠⅡが 6 割近くを占め、研究会等の説明文になると前者が 7 割以上になり、説明時間になるとさらに多くなり、Ⅲは付けたり的になる。

要するに議案作成に係わる者が対外的に建前としてアピールしたいのはⅠⅡの部分であり、Ⅲは本音としての対内的な具体的実践方針というわけである。24 回大会議案の作成責任者は、大会決議とは「JA グループ役職員が共有する三カ年の作戦書」と規定したが、25 回は、その位置付けを外には隠しつつ内により強烈に貫いていると言える。

本報告書は次のような構成をとる。まず第 1 章で本議案の歴史的 position、狙い、性格等を明らかにし、第 2 章で農業復権にかかわる部分、第 3 章で地域貢献に係わる部分を取り上げる。そして第 4 章で農協事業論、第 5 章でとくに信用事業論について取り上げる。最後に第 6 章で全ての皺をよせられるところの労務対策を取り上げ、対置されるべき方向を考える。

組合員組織問題は最重要課題だが、第 1 章で全体との関わりでとりあげることとし、また第 1 章では議案が無視ないしは避けている最近のいわれなき農協攻撃論を取り上げる。第 2, 3 章は神輿の部分にあたるが、神輿だけ見ても「きれいだね」で終わってしまうので経営変革の「大変だね」と組み合わせる。議案の生活・福祉面は協同組合事業論が弱いので、その問題と課題を項を起こして検討する。

第 1 章で触れるように 4 月時点での大会議案は暫定案の域を出ず、農政改革、中央会改革、農水省の農協新事業論等の主要なポイントは夏秋以降に先送りされている。金融危機や経済危機も今後本格化する。大会議案が大会直前に大幅修正されるのか、今の神輿を横浜アリーナや NHK ホールに担ぎ出して「後の祭」にするのかは定かでないが、いずれにしても本研究所としては適宜、大会議案を含め事態の分析を継続・公表するつもりなので、報告書の文責者である農業・農協問題研究所事務局に御意見、情報をお寄せいただきたい。

第1章 第25回 JA 全国大会議案の位置と特徴

1. 農政等との関連－タイミングの悪い組織協議

①農政と農協大会

21世紀の農協大会は農政のマンデイト(指令)待ち大会だった。22回(2000年)はJAバンク化、23回(2003年)は経済事業改革、24回(2006年)は担い手育成という、それぞれ農政からの強い指令にどう応えるかが課題だった。後述するように細かく言えば農政からのサインはいろいろ出ているが、大きな宿題は今回は一応なにもなく、内向きの課題に取り組む大会の年だといえる。

現実には後に見るように、これまでの減収増益路線が遂に減収減益に突入し、信用事業の型紙に合わせた組織再編の破綻を示した。JAのJAバンク化ともいべき再編が、今回の世界金融危機で農林中金が日本最大の被害をこうむり、3,000億円以上の黒字から一転6,100億円の赤字に転じ、その還元依存する農協経営を根底から揺るがすことになり、経営問題が最大の課題にならざるを得ない状況にある。その意味では外向き対応から内向き対応へに転換せざるを得ないのが今回の一つの特徴だろう。

②先送りされている重要論点

今回の議案は極めてタイミングが悪く、宙ぶらりんである。

第一に、2009年度末に決定される食料・農業・農村基本計画の改訂作業が開始されたばかりで、その中間論点整理が夏になることが挙げられる。政府の「農政改革特命チーム」がとりまとめた「農政改革の検討方向」は09年4月17日に決定されたが、そこでは食料自給率というこれまでの新基本農政の基本目標は「食料自給力問題」としての検討項目のなんと6番目におとしめられ、「どのような政策目標を設定することが適切か」について再検討することとされた。『日本農業新聞』が「自給率に消極的」と報じる(4月15日)ような事態である。また生産調整についても、それをやめた場合には農家手取り米価が8,500円まで下がるというシュミレーションを示しつつも、「具体的なあり方を検討」することとされている。特徴は自給率に代わって「農業所得の増大」が最大の目標に据えられ、関連して「農協の経済事業のあり方」が検討事項にあがっている。

このような農政課題について全中は「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けたJAグループの基本的な考え方について(組織協議案)」を09年4月にとりまとめた。ここでは「まずは基本的な考え方」を議案に盛り込み、7月までに具体的な考え方をとりまとめて政府与党に働きかけるとしている。いいかえれば大会議案そのものが農業者の政策要求の集大成という性格になっていない「とりあえず」のものなのである。議案の農政要求については後述するが、具体的な政策要求をとりまとめる頃には組織協議は終わっているというタイミングの悪さである。

第二に、政府の「検討方向」は前述のように「農協の経済事業のあり方」を俎上にのせている。そしてこれも『日本農業新聞』の報道によれば(4月22日)、農水省はJA関係者や消費者、有識者でつくる「農協新事業像の構築に関する研究会(仮称)」を5月中に設置し、

9月に報告書を取りまとめるとしている。このところ全農への業務改善命令も連発されず、「新生プラン」の進捗状況の年4回の検証も1回に改められたが、毎回の業務改善命令の代わりに一括命令ということにもなりかねない。

第三に、本大会の隠れたメインテーマは中央会問題ともいえるが、その点についても全中の総合審議会が中央会改革論議をスタートさせ、8月末をめどに答申するという(『日本農業新聞』4月24日)。これまた組織協議は7月末までに全中に集約されるわけだから同じ組織内でありながらタイミングの悪い話である。

以上要するに農政、経済事業、中央会改革という主要部品のマニフェストが発せられる前に議案をつくり組織協議せざるをえないというタイミングの悪さである。あるいは大会はシャンシャンでポイントは別のところで組織には諮らずに決めればよいという姿勢とも受け取れる。

事態に誠実であろうとすれば大会直前に議案を修正する必要性が高いが、その修正は事前の組織協議を経ないという点で真に民主的とはいえず、それをさけるには主要論点外しのシャンシャン大会ということになる。

2. 「大転換期における新たな協同の創造」の捉え方

① 「大転換期」の認識

大会議案のタイトルは「大転換期における新たな協同の創造～食料・農業・地域への貢献とJA経営の変革～」である。

まず「環境認識」として「大転換期に突入したJA」とある。その限りでは「JAの大転換期」ということになる。しかしその前に米国発の金融危機で「米国型の市場原理主義への過度な偏重を見直す動き」ともある。これだと「市場原理主義」の大転換期ということになる。これまでも農協大会は「選択と集中」(23回)など新自由主義時代の経営用語を頻発してきたので、その意味では確かに「JAの大転換期」だが、議案には依然として「選択と集中」が使われており、意識の底のところは変わらない。

また議案は「わが国農業政策は大転換期に直面している」ともいう。これでは「農政の大転換期」ということになるが、その例示が農地制度、基本計画、WTO交渉では世界金融危機に対していささかスケールが小さいし、そもそも農政は価格政策から直接支払い政策への「大転換」を既に果たしているのである。

要するに「大転換期」の内容・主語が多義的というか曖昧なまま言葉が踊っている。確かに今日は「大転換期」にある。一言で言えば、「アメリカ投資銀行流金融資本主義=日本工業輸出株式会社」のペアと、それに基づく「アメリカの過剰消費とドルの垂れ流し、そのドルを稼いだ日中等のアメリカへの資金環流、アメリカでのバブルと投機」といった世界的インバランスの崩壊である。

しかしマスコミでもそれを「大転換期」とは言わず、「危機」「恐慌」と表現している。まさに1970年代の変動相場制以降の世界経済の崩壊であり、その再建の目途はいまだたっていない文字通りの「危機」の時代なのである。「大転換期」は危機意識の薄いJA用語といえよう。

くわえて議案は「大転換期」なるものを「米国発の金融危機に端を発する」ものと捉えていて、後述するようにそれを自らのチャンスと捉えている。しかし「米国発の金融危機」

に資金のかなりの部分を提供したのは他ならぬ日本の過剰資本であり、そのまた相当部分は農林中金が海外運用していた農協資金である。その意味で日本の農協は渦中の当事者なのである。しかるに議案には金融危機とそこで中金が果たした役割等の分析は一切ない。無自覚というより敢えて隠した(避けた)のであろう(世界金融経済危機と農協の関連についてはもう一つの受託研究報告「国際金融危機のもとで農協信用事業に求められること」を参照されたい)。

②「新たな協同」とは

ともあれ議案は「大転換期」を「JAの存在意義を改めて世間にアピールするタイミング」と捉え、「国民のアピールしていく」としている。「世間=国民」とはよくいったものだが、言葉尻りを捉えるのは別としても、問題は何をアピールするかだ。それが「新たな協同の創造」のようだ。

議案では「組合員を中心として、多様な人・組織と多様な方法で連携・ネットワークしていくこと」が全て「協同」で括られている。そのため、農業者間の協同、企業等と農業者・JAの協同、消費者と農業・JAの協同等々、協同が羅列される。

「きょうどう」にはもちろんいろいろある。共同(collaborate、associate)、協同(cooperate)、協働(co-work、co-workerはあるがco-workは和製英語かも知れない)などで、そのなかで協同は文字通りcooperateでoperationをとともにすることであり、協業する、enterpriseの所有・管理operateを通じて共通目的を追求することである。議案の言う組合員間の農地利用調整はそれ自体は賃貸借関係、債権債務関係であり、サラ金からカネを借りたからといってサラ金業者と「協同」するわけではない。「農商工連携」はまさに「連携」(collaborate)であり、地産地消はそれ自体は売買であり、運動としてはcollaborateかco-workだろう。

何でもかんでも協同ということ自体はたんなる言葉遣いの誤りだが、そこには重要な問題が伏在している。それは協同組合における本来の家族農業経営者同士の協同を「これまでの協同」として、それにことさらに「新しい協同」を対置することで、本来の協同をないがしろにすることである。そして対置される「新しい協同」としては農業法人等との「協同」、地元食品産業・量販店等との「協同」が重視され、そこに経営戦略的な意味をもたせている。何も法人とのcollaborationを否定する気は全くない。それは従来ともフード・システム論等で強調されてきたことであり、ただしフードシステム論では同時にconflict(利害衝突)の面も忘れないのが違うのみである。そのことは法人・企業とのcollaborationがもつ危険な側面を「協同」の名で看過することにもなりかねない。

行き過ぎた自由競争至上の金融資本主義的な行き方が行き詰まり危機に瀕するかなで、それに対する一つのオルタナティブとして「協同」を対置すること自体は正しい。しかし議案が実質的に言っている「大転換期だから法人企業と連携強化」というのは論理的に飛躍があり、それを協同と言いくるめることは、本来の家族農業経営の協同、それ事業化した農協同組合のアイデンティティ喪失である。

3. 農業復権と地域貢献

①農業復権—どうやって農業所得の増大を図るか

肝心の農業については「消費者との連携による農業の復権」がテーマに掲げられている。そもそも「農業復権」とは何か。端的に言って、激減している農業所得の回復を図ることのようだ。そのために「消費者の理解による付加価値の拡大と生産段階への配分を拡大すること」だが、生産資材価格の高騰で生産コストの削減は限界に来ているので、「流通段階のコスト削減や国産農畜産物を有利に販売できる仕組みなど食品産業全体を巻きき込んだ販売戦略を構築」するとしている。

ここにみられるのは、農政と同様に、食料自給率の向上という全国的課題は投げ捨て、自らの農業所得の増大を追求するという姿勢である。これではタイトルに「消費者との連携」をいくら掲げても、その消費者とは要するに顧客でしかなく、価格転嫁の対象としての消費者でしかない。しかし価格転嫁は不可能なことは、この4月に乳価を^キ10円値上げしたら途端に消費が20%ダウンしたことにも明瞭である。

「生産資材価格の高騰」は確かだが、経済事業「改革」にもかかわらず農協の資材価格は依然として割高であり、農業生産法人等は合い見積もりをとって業者に流れている。農協は価格競争で負けているのであり、その根本は全農の価格交渉力の弱さと組織維持に係るコスト高にある。そこを改善せずして農業所得率の増大は望めないだろう。

しかし議案が強調するのはその方向ではなく販売戦略の方向であり、そのために量販店・流通業者・生協との事業提携、JAグループによる加工事業や外食レストラン経営、輸出促進(国際空港における広報・販促)だが、そのどれもが決め手を欠くなかで最後に登場したのが「農業関連会社に資本参入による連携」である。これまでもコープケミカル、クマイ化学、雪印等、農協系統の出資例はあるが、「資本参入による提携」とは資本関係から業務提携にまで踏み込むということだろう。

その点については、第一に、このような動きを前述の「協同」で合理化することは、「協同」のはき違えであり、危険であろう。第二に、業界サイドからすれば、従来のコラボレーションの域を踏み破り、自分達の領域に侵入し、なんでも自前でやろうとする競争強化と映るだろう。第三に、資本との業務提携は自らの身にも跳ね返り、自らの株式会社化にアクセルを踏むことでもあろう。そして最後に、そこまでして果たして農業所得率を高めることができるかが問題である。

以上、基調についてみてきたが、以下では個々の論点に触れたい。

第一に、農業政策(要求)が最後に置かれ、しかも内容的にも24回までは第一の柱に据えられていた「食料自給率向上等の政策確立」がすっぽり抜け落ち、代わって「農業所得の増大」が据えられたことは前述したが、関連した農協の政策要求としては「緑」の政策としての「新たな直接支払い制度」が挙げられている。

「新たな直接支払い」は、前述の「JAグループの基本的な考え方」によれば、農業の多面的機能を発揮するための、農地・水・環境保全向上対策等とは「別」の「新たな直接支払い制度」だという。「緑の政策」というから生産刺激的でないデカップリング型の直接支払いをさすのだろうが(すなわち生産を刺激して自給率を向上することをめざさない)とすれば、米ゲタの要求とも違う。民主党の所得補償制度も「費用と販売価格の差額を基本」とするので「緑の政策」にはならないので、それとも違う。たんに「ゼニをくれ」ではバラマキと批判されるだけだろう。

どちらかといえば自民党の一部に高まっている「米ゲタ」要求に近いのだろうが、明確

な政策要求をとりまとめて政府につきつけるという農業団体としての役割発揮はみられない。

第二に、24回大会の「政策対象としての担い手の育成」は一段落したようだが、今度は「JAと法人(集落営農組織・農業法人)とのパートナーシップの構築」に異常に力を入れている。あげくは「必要に応じて、法人部会組織代表の役員への登用をすすめる」とまでしている。法人に全農地を利用権設定した者を除き多くの法人メンバーは農地を自家に残しており、農家としても組合員になっている。二重の権利行使のうえに、わざわざ法人組織代表の役員登用(法人経営者に常勤理事は難しいだろうからせいぜい非常勤理事だろうが)となると、理事枠から始まり不当にその比重を高めることになりかねない。

また相変わらずJA出資法人の設立や今回の農地法改定を見越したJAによる農業経営まで強調している。JA出資法人の多くは、農協の作業受託等の部門の子会社化か集落営農法人への「つばつけ」的な押しかけ出資で、法人側はそれより購販売面の自由を奪われるより運転資金の提供等を強く望んでいるが、関係者はそういう地域の実態をみようとししないで上滑りしている。JAによる農業経営も本当に担い手が枯渇して耕作放棄になりかねないような地域における駆け込み寺としては容認されようが、その時は赤字の「期間と許容される金額を明確に」することはかなわず、とことん守り抜くしかないが、農協経営はそれに耐えられるか。

家族農業経営を基本にその集落営農(法人化)も含め、地域農業の担い手づくり、地域農業支援を明確にすることがまず求められる。

その点で、農協陣営は経営所得安定対策により多くの農家をのせるべく「ペーパー集落営農」の設立に走った。悪いのは政策対象を限定する農政の方だが、「ペーパー集落営農」にいつまでもとどめるわけにはいかない。その協業集落営農化に特段の努力が必要である。

②事業論なき地域貢献論

「JAの総合性の発揮による地域貢献」がテーマであり、美辞麗句がきら星の如くに並べられているが、テーマ設定自体がウソというか欺瞞である。

協同組合はあくまでenterprise・事業を通じて組合員・地域に貢献することが第一義であり、NPO法人やボランティア、慈善団体として地域活動することではない。しかるに農協系統は既に「経済事業改革指針」(2003年)で生活関連事業については、農業関連のような事業利益段階ではなく、純損益段階で3年以上赤字を続けた場合には撤退することとし、拠点型事業を始め撤退や外部化が進んでいる。要するに地域貢献といっても、それし生活関連事業をはじめとする事業展開を通じての地域貢献の道は自ら閉ざしているのである。議案はⅢで事業別戦略を論じているが、そこでは生活関連事業は見事に落ち、旅行・厚生・葬祭に個別に触れられるだけである。

とすると残るのは後述する准組合員対策としての運動論的な地域貢献の道だけだろう。それが「JAの総合性の発揮による地域貢献」はウソないし欺瞞とした所以である。「JAの総合性喪失による地域貢献」=運動論である。運動論が悪いというのではない。やりたければやればいいし、それで地域における農協の存在感が高まるに越したことはない。しかしそれは協同組合が事業としてやるべきことをやったうえでの話であり、そういうきれいな事に徹したいならNPO法人に切り替え、コミュニティビジネスにでも励めばいいのである。

教条的=観念的な農協論研究者にはそういう面を評価する向きが少なくないが、まじめな女性部員等の活力を不燃化させるだけである。

わずかに事業論として語られているのは介護保健事業であるが、その他にも地域協同組合として事業として取り組むことはたくさんあるのではないか。また事業として取り組んでこそ、地域経済再生の担い手になりうるのではないか。また地域、単協にはその実践例が少なからず蓄積されているのではないか。その点からすれば支所・支店の統廃合等は事業上の拠点を失うに等しい。

4. 経営戦略

①減収増益路線から減収減益への転落

これまでの農協組織再編は、事業総利益が減収になっても、それ以上に事業管理費なかならず人件費を減らすことによって事業利益や経常利益をプラスにもっていき減収増益路線を追求してきた。前回大会時に既に減収増益路線は行き詰まることを自ら指摘していたが、その路線は踏襲され、ついに2007年度は事業総利益の減少幅の増大と事業管理費圧縮幅の減から事業利益は減少に転じた。恐れていた減収減益への転落が始まったのである。農林中金からの還元金は変えないとしているが、実質的な事業利益の減少幅は増大するだろう。25回大会の「長期にわたる事業量の減少傾向に拍車がかかるとともに、平成の広域合併とその後の経済事業改革や支所・支店統廃合による合理化効果は一巡しつつあるため。JA経営は極めて厳しくなる」という自己認識(だけ)は正確である。

議案は、組合員等への配当、出資金減、内部留保の過去三カ年平均を確保するための目標利益を1,729億円(07年度並み)とし、それを「目標利益(適正利益)」と置き、それに対して08年度の事業利益を07年度横ばいと仮定して出発し、過去趨勢から計算して2011年度の事業利益を494億円とはじき出し、そのギャップ1235億円を捻出することを至上命令としている。これが25回大会の真のテーマである。

この計算にはいくつかの難がある。第一に、まず出発点の08年度の事業利益を07年度並みと見ること自体がはなはだ危ない。農林中金の還元金等の減少可能性が否定できないからである。第二に、一方で中金は「経営安定計画」で4年間については現行の還元金水準3,000億円は保証するとしておきながら、計算では「預け金・有価証券利回り低下による運用利ざやの低下」を見込んでいる。総体としての「利回り低下」には還元金の減少もカウントされていると思わざるをえない。第三に、前述の引用のように事業管理費削減の「合理化効果は一巡」としながら事業管理費減は09年度の155億円から2011年度の466億円へと増大している。要するに減収「増益」路線の継続である。

仮に事業管理費の削減が頭打ちし、信用事業の農林中金からの還元金の減少等を見込めば、2011年度の事業利益494億円の確保は難しく、目標利益とのギャップはさらに拡大することになる。

いずれにせよ問題は、このギャップを埋める具体的な手だてが大会議案に盛り込まれているかであるが、その点になるとはなはだ心許ない。率直に言えば決め手を欠いている。となると従来の減収増益路線(現実の減収減益路線)の継続となり、その皺は労働者にかぶせるしかなくなる。

②相変わらずの信用・共済事業依存

決め手を欠くとしたが、それについては「信用・共済事業を収益源に、地域における営農・生活事業や各種活動を戦略的に展開する」としているのには驚いた。先の試算はまさに共済事業も信用事業も趨勢的には総利益の減少幅が増していくことを示していたのではないか。そして今回の世界金融危機はこれまでの農協貯金を中金が海外で運用して還元金を稼ぐという機関投資家的活動そのものの破綻を指し示した。いまなすべきは「信用・共済事業を収益源」にすることではなく、そこからいかに脱却するかである。

③JA・中央会・連合会一体で県域戦略

今回の決め手らしき経営戦略はこの点である。すなわち「効率化可能な部分については、各JAの枠を超えた効率的な業務運営の仕組みを確立すること」、すなわち「効率化可能な部分」は県域・広域(ブロック)・全国に機能集約していくことであり、県域では営農・経済、信用、管理、人事、広域では営農・経済、共済、全国では信用、共済、管理等について具体例が掲げられている。その個々のものは既に実践に入っているものが多いので詳細は省略する。新たな踏み出しとしては信用事業が多いが、その点は第5章で詳述する。全国段階では営農・経済の項目が落ちているが、全農機能のあり方については農水省の研究會待ちということか。

さらにご丁寧に「機能・リスク分担等の考え方」が3ケースに分けて提示されている。ケース1は共通業務の県域・全国一元化(事務処理、農機事業運営)、ケース2はJA業務の連合会統合(Aコープ運営の全農子会社移管)、ケース3は勘定・リスク(すなわち事業経営そのもの)を連合会に移転し、JAは事業の受託者として窓口機能・顧客対面機能を担う(さすがに具体例は示していない)、というものである。

ここでの特徴は、第一に、「各県域で中央会を中心に連合会が事業ごとの…県域戦略プランをとりまとめる」こと、この県域戦略の一環として合併構想を「再度県域として検証」すること、プランの実践は「県内の全てのJAが参加すること」としている点である。後述する農協法改正による全中→中央会→単協への「基本方針」の上意下達で農協事業組織面でも農協自らによってオーソライズされたといえる。

第二に、同じことだが、その結果として出現するのは、とくにケース3に顕著なように「JAのJAバンク化」である。すなわち個々の単協は信用事業のみならず全ての事業面で、全国連・県連の支店・出店として、マネジメント機能を上部に吸収され末端で対面販売にいそしむフランチャイズド・チェーンのフランチャイザーに位置付けられていくことである。フランチャイザーとは店舗所有権を有するオーナーではあるが、経営面はフランチャイジーのいいなりにならざるをえないコンビニのオーナー店主のことである。

5. 組合員・単協組織

①組合員組織

議案は正組合員基盤の「多様化」、「准組合員比率は上昇の一途をたどっており、2~3年以内に正・准組合員比率が逆転することも想定される。そのため、JA組織・事業基盤の見直し・強化が求められる」としている。そして冒頭では「農を基軸にした地域に根付く協同組合としての役割発揮」が求められているとしている。端的にいえば地域協同組合化の

方向だが、その点について議案全体はいかにも及び腰だ。そもそも組合員組織あつての協同組合だが、議案構成も「組織基盤」はⅢの経営変革の末尾の方に置かれている。端なくも経営優先の姿勢が露呈しているといわざるをえない。

内容は正組合員基盤の維持・拡大と准組合員の加入促進であり、前者については24回大会では「政策対象としての担い手」中心だったが、今回は自給的農家や定年帰農者、女性農業者、青年農業者の加入促進をうたっている。そしてここでも「離農者の土地の受け皿として集落営農組織・農業法人の位置づけが上昇」とし、「個別対応力の強化による結びつきの強化・囲い込み」としている。「結びつきの強化」はいいとしても「囲い込み」とは前述のように「つばつけ」の意図が丸見えで、正直といえば正直である。しかしそれは「個別対応力の強化」ではたせるものか。

准組合員対策も直売所、住宅ローン、総合ポイントなど一通りの手段をあげている。連合会が都市部にアンテナショップを設置して「都市住民の取り込み」を行う、全国連によるネット販売等を念頭に「全国をエリアとするJA設立の可能性」も指摘されている。一つのアイデアではあるが、「地域に根ざした協同組合」のアイデンティティに係わる問題だといえる。

問題は組合員拡大目標の立て方で、利用事業量も勘案して「准組合員のみで既存正組合員の減少をカバーするために必要な新規准組合員数」100万人としている点である。これでは准組合員対策とはもっぱら正組合員の減少をカバーするという位置づけになってしまう。しかも三カ年での正組合員33万人の減に対して准組合員100万人増は、正准組合員比率の逆転を積極的に促進しようということになる。そうなれば組合員参加を旨とする協同組合として、共益権のみで参加権なき組合員が過半を占める状態を放置としていいのかという問題が当然に出てくる。

それに対して議案は「中長期的な組合員制度のあり方」を全中を中心に検討するとしている。明日にも正准逆転しかねない状況にあって、果たしてそれは「中長期的」な課題だろうか。農水省としては非農家を正組合員化すれば明らかに地域協同組合化し農水省の単独管轄を外れるから、農協が利用価値がある限り厚労省に譲ることはできない。それが「中長期的」という指示待ち姿勢の所以だろう。「JA 将来構想・制度研究会」なるものの報告も引用しているが、「農協法を産業政策上の特別法として位置付けるのであれば、農業者主体のガバナンスは維持すべき」という煮え切らない提言のようだ。現行「農協法を…位置付ける」のではなく、農協の実態と乖離し省益確保に墮した農協法自体を変えることが課題である。ガバナンスを役員構成とすれば、既に一定数の非正組合員の登用は法認されており、それを前提に「農業者主体のガバナンス」は維持されているので、何をか言わんやであり、問題は組合員資格そのものである。

②経営管理委員会制度の考え方

経営管理委員会制度は結論的に言って農協経営から農業者・非常勤理事を閉め出し「プロ経営者」にまかせて「経営者支配」を貫徹させようとするもので、導入した単協は不祥事を起こして行政の介入を招き、押しつけられて採用したケースがほとんどで、理事会制度に戻すケースまででている。24回大会では「今後の制度・運用のあり方の整理など必要な対応を行います」と、それなりに慎重だったが、今回は「多様な役員による意思反映お

よび JA 運営を可能にすべく、経営管理委員会制度を活用する」と「活用」に踏み切った。その点がこの 3 年間の大きな変化である。

その変化の背景を推測すれば、後述するように今後一段と合併を進め、大規模農協化すれば「理事枠の機動的な増枠は困難」なので経営管理委員会方式を導入しようということだろう。それは単協における実践と経験を踏まえての「活用」とはいえない。

③さらなる単協合併

議案は既存の「合理化効果は一巡しつつあり、もう一段の合併により規模拡大を追求しない限り、個々の JA 単位でのさらなる合理化には限界感あり」と明言している。そしてこの「もう一段の合併」と並べて「県域等を単位とした機能集約による効率化」を掲げている。「もう一段の合併」かそれとも「県域機能統合」という二者択一ともとれるが、「組織統合による大規模化とその大規模化した単協の県域機能統合化」という二段構えというところだろう。ここには次のような問題がある。

第一に、「支所・支店統廃合等による合理化」という減収増益路線は行き詰まったはずなのに、その合理化路線の延長上でさらなる大規模化=合理化を図ろうという矛盾である。いわば「毒をもって毒を制する」たぐいの方針である。議案は「総合事業性を発揮するための JA の健全経営の確立」を唱い、支所・支店、経済センター、渉外体制、活動の場の設定等を通じて「対面機能を充実させ」「地域密着」を図るとしているが、現実に行っているのは、支所・支店の統廃合による金融支店化、営農経済機能のセンター集約による地域離れ、それらのアフターケアとしての「渉外」体制は未確立であり、どこに「対面」機能、「地域密着」の強化があるのだろうか。

第二に、何をもって「規模」とするかである。その点で「縮刷版」は明確に貯金規模別に集計して(金融)規模が大きくなるほど赤字 JA の割合は低下し、労働生産性や事業管理費比率も良好になり、「規模拡大が効率化のカギ」としている(このデータは恐らく何らかの組み替え統計なのだろうが、データの出典も明らかでなく、労働生産性の定義も明らかでない。議案に入れるのは何らかの意味でためらわれたから縮刷版にとどめたのかも知れないが、そういうデータを元に小規模「未」合併農協の圧殺や後述する 500 億円あるいは 2000 億円以上への合併を強いられたのではかなわない)。

しかし協同組合の規模指標は貯金額だろうか。本来は「組織力」を示す組合員数だろう。そして『総合農協統計表』の組合員数別の集計では正組合員一人当たりの事業量は表 1 に示すように、概して組合員規模に反比例する。また事業総利益/職員数を指標とした労働生産性も規模差はほとんどないか多少とも規模に反比例している。なおここで最小規模のパフォーマンスがいい点について北海道が多いといった反論もありうるが、そういう議論はやめた方がよい。そもそも農業に比重をおいた地域の農協ほど、自らの適正規模において農業を中心に据えた事業展開をしておればこそその数字なのである。

それに対して貯金額を規模指標とするのはいうまでもなく銀行だろう。要するに狙われているのは、「JA の JA バンク化」でしかない。

第三に、先の金融規模別のデータを踏まえて、「高度な経営管理体制を確立」するには、「貯金量 500 億円未満の JA の平均的な管理・内部監査担当職員数で対応することは困難」と断言する。表示されている組合数 811 のうち 500 億円未満は 361、45%にあたる。これは

消えてなくなれということだ。

また議案作成過程(2月段階)での文書によると「1JA当たりの貯金量を2000億円、販売額を200億円とした場合のJA数」が県ごとに示されている。2000億円以上のJA数は411、200億円以上は216、現在の合併構想では397ということだから、目標は400前後ということか。またそこでは「最終的には、多くの県で県域JAか県下一桁JAになる可能性が高い」としている。24回大会決定は「やむを得ず『1県1JA』を検討する場合には…」等の表現にも見られるように、1県JA構想にはどちらかといえば慎重だった。その態度もまた明らかに変わった。背景はいうまでもなく一段と進む経営危機である。

表 正組合員一人当たり事業高と労働生産性—2006年—

	単位:万円			
	貯金残額	供給取扱高	販売取扱高	事業総利益/職員
500戸未満	3480	674	1268	924
~ 999	2547	185	278	1003
~ 1999	2612	140	198	948
~ 2999	2380	71	99	960
~ 4999	1750	64	79	852
~ 9999	1484	60	76	850
10,000戸以上	1444	50	67	846
平均	1613	67	91	866

注.農水省『総合農協統計表』による。

議案にはこれまでの合併を「郡単位」をめざしたという後知恵的な指摘も見られる。それが初めからの方針なら同じ合併をするにしてももう少しすっきりした形もありえたが、26回大会には「郡単位から県単位へ」という表現が出るかも知れない。

果たしてさらなる大規模化で「支店や渉外を軸としたJAの地域に密着した協同事業・活動の展開」が可能なのか。この3年間の経験に照らしてみるまでもないことだろう。減収減益スパイラルからの脱却の道はみえてこないようだ。

6. 単協・県連・全国連問題

①問題の所在

この点が25回大会の経営変革と並ぶもう一つのメインテーマである。問題の局面は4つある。一つは中央会問題、二つは県レベルでの中央会と連合会の連携関係、三つは全中と中金の統合問題、ひいては全国連全体の問題、四つめは単協という協同組合の一次組織と中央会・連合会等の二次組織との関係問題である。これらは相互に絡み合っている。

②中央会問題

中央会問題は1988年18回大会の「1,000農協構想」と「事業・組織二段」とともに始まった。合併農協が自己完結性・自己責任制を強めれば、県連機能は当然に縮小する。連合会は共済については2000年に一斉統合し、経済事業も36経済連が全農統合、1県1JAへの継承が4県になり、信用事業についても8信連が完全統合し、熊本、青森が続いている。手つかずは中央会のみだが、地域の代表調整機能を確保するという名目で、当面は県中を存置しつつそのスリム化が図られてきた。単協や連合会の収支悪化から賦課金の圧縮が求められ、統合連合組織からは統合のまだら状況から賦課金の負担ルールの明確化が求められる。こうして総審等で県中・全中の一体的運営・事業統合により要員2割削減、賦課金削減(1998～2000年度3%、2001～05年度5%)等の目標が設定され、職員数は県中30%、全中プロパー10%程度が削減され、予算も数%削減された。

県中の合併統合は法改正を要するが、2005年の総審答申では、少人数県中や1県1JAの県中について全中との統合も検討すべきという声に対して、簡素な県中を残す事業・経営統合型と支会長の下に運営委員会を置く組織統合型を提起している。

以上を踏まえ今回の議案は中央会改革として三段階を掲げている。第一は最低限の機能・事業として、農政・対外広報等の代表機能と監査・経営指導・教育機能の強化、第二は全中・県中・単協の全体を通じた機能分担の見直しのなかで、広域的な取り組みの拡大、連合会との一体化、機能移管・集約による機能の高度化・効率化、第三段階は「県を超えた広域連携による機能発揮のあり方について、組織体制の見直しを含め具体的に検討」である。

第一の点について一つだけ言えば、中央会の実質的に最大の機能は監査機能だが、農協内資格者による監査については財界はもとより公認会計士協会からも「農協の会計に関する監査は、本来公認会計士が行うべきである」という意見が出ている(生源寺眞一編著『これからの農協』農林統計協会、2007年所収の斉藤敦論文)。もちろんこれは「中央会と会計士協会の組織防衛及び職種の問題であり、議論はおそらくいつまでも平行線をたどるだろう」とされているが、最近も公認会計士の不正事件が後を絶たないにもかかわらず、客観的にみてどちらの言い分に正当性があるかは言うまでもなかろう。むしろ大切なのは日本の地方自治体制の一環としての県段階自治に対応した農業団体としての組織代表機能であろう。それが道州制等に対する一つの姿勢にもなる。

今回の力点は第二段階にあるが、その点は次に述べる。

第三段階の「将来方向」が何を意味するかは明確でない。法改正まで視野に入れるかどうかのポイントであり、その点では先の組合員資格問題と同様である。

③県域一元指導体制

さて第二段階についてだが、その根本思想は「中央会の農協法に基づく指導とJAバンクの再編強化法にもとづく指導は基本的には同趣旨」であり、「中央会とJAバンクは、指導の内容・枠組みにおいて一体化をはかる」というものである。

この中央会・JAバンク一体化を核にして、県域における一体的な指導体制が模索され、

連合組織一体型(中央会・連合会が課題を分担したうえで JA 指導対策会議なるものを通じて一体指導)と、中央会一元型(各連合会の指導機能・要員を中央に集約して中央会が一元指導)の二案が提示されている。前者は「JA 指導対策会議」がたんなる協議・すりあわせの場に終わるか、一元性を発揮するかで性格が分かれるが、後者だと限りなく中央会一元型に接近するので前者で諦めることになる。それに対して中央会一元型は全中・県中の悲願だろうが、商売をしない賦課金団体にどれだけの力があるか。中央会一元化の上で、JA バンクに実質牛耳られることにもなろう(JA バンクは農林中金への中央集権制を強めていき、その面からも県レベルを既に超えている)。

この県域一元指導体制と先に 4③でみた「新たな効率的事業運営体制」は、同じことを事業面でいうか指導面でいうかの違いだけだろう。

④全中と農林中金のワンフロア化

全国段階においては「まずは財務基盤強化にかかる指導体制について、全中と農林中金がワンフロアで事務局を協同運営する」。「財務基盤強化」のこれまでの最大の手法は「合併」だった。そして農協規模をめぐる 5③にみたように信用事業・貯金規模がとられ、「小規模未合併 JA 対策」にとどまらない「もう一段の合併」が強行されようとしているが、その体制をより強固なものにするための「全中と農林中金のワンフロア化」だろう。周知のように 2004 年農協法改正において「中央会相互間の連携の推進に資するため、当該事業方針に関する基本方針」を定め、県中は「基本方針に即して」単協を指導するものとされた。これにより<全中→県中→単協>の一元支配体制が法認されたわけである。2004 年という時期状況からして経済事業改革の照準を合わせたものとされているが、その射程はさらに遠く組織再編全体に及ぶ。要するにこれまで中金主導・信用事業主導で行ってきた組織再編を、このような全中の法的にうらづけられた「指導機能」を活用して果敢に追求するものといえる。それは同時に全中そのものが中金の傘下に取り込まれていくことを意味しよう。その意味でも「JA の JA バンク化」である。

⑤二次組織の変貌－補完から指導に－

本来、協同組合における二次組織(自然人組合員を構成員とする一次組織・単協に対して、その一次組織等を構成員とする二次的・派生的な組織)は、あくまで一次組織の足らざるを補完する立場だと言える。1990 年代当初の広域合併の促進に際しても、<単協の大規模化→自己完結・自己責任強化→連合会の補完>という建前だったが、金融危機を契機に JA バンク化のなかでその発想は逆転した。

25 回大会は、法をバックとして、基本方針の下、<全中・中金→県中→県連合会・単協>の上意下達体制を強化していく方向をより明確化した。それは一方で「上」に対して国家権力に密着し、他方で「下」に対して「指導」という名の上位下達体制を強める官製統制団体化の道だろう。

補論 最近における農政改革論の展開と農協批判

25回大会議案を分析するに当たり注意を払わなければならないのは、ここ数年、マスコミや出版界等において農協に対する風当たりが強くなってきていることである。この動きは、「減反見直し論」や「農地法改正」などと通底したものとと言えることから、今後、「農政改革論」の中で農協改革への圧力として何らかの形で具体化してくることが十分に予測される。そこで、ここでは最近における農協批判について検討しておこう。

(1) 山下一仁氏による農協批判

最近における農協批判の急先鋒として、まず挙げられるのは山下一仁氏である。氏は、今年に入ってだけでも『農協の大罪－「農政トライアングル」が招く日本の食糧不安－』（宝島社新書、2009年1月）と『フードセキュリティ』（日本評論社、2009年3月）という農政・農協批判（改革）に関する著書を出版しているほか、『エコノミスト』誌や日本経済新聞紙上等においてたびたび発言を繰り返している。また、『農協の大罪』については、今年1月の発行からわずか2ヵ月で第4刷まで進んでおり、ことほど左様に反響が大きく、一般読者への影響力は無視できないものとなっている。

そこで、以下では、氏の農協批判について検討してみよう。氏の農協批判のロジックは、食品の安全性や食料自給率など消費者の関心の高い話題を取り上げることで一般の関心を引きつけながら、“一部の事実”と“言いがかり”を巧みに組み合わせて論理展開することで成り立っている。一般の読者から見れば、関心の高い話題に引きつけられて読み進むうちに、一部の批判的事実に相づちを打ちつつ、いつの間にか著者による“言いがかり”的言い分にも納得させられていくという論理構造となっている。これが、一般読者には刺激のかつ明快で説得力を持つ論理と映ってしまうのであろう。

しかし、その論理は、必ずしも十分なデータの裏付けや検証を行ったものとは言い難く、個々の論点への言及も十分な掘り下げのないまま論述が積み重ねられていくのが氏の論理展開の特徴と言える。以下、農協を前面に出した批判書である『農協の大罪』（以下、著書①）を中心に、補足的に『フードセキュリティ』（以下、著書②）を利用しながら氏のロジックの問題点を具体的に検討してみよう。

まず、山下氏が農協に対してどのような改革論を主張しているかを著書①により見てみよう。氏の主張は、①専門農協論（pp. 220-221）、②事業分割・縮小論（p. 221）、③兼業農家排除論（p. 216）の三点に要約できる。第一は、「コメの主要農家による専門農協をJAとは別個に設立することを政策的に支援すべき」として、「一定の規模を満たす農家だけを組合員とすればよい」（著書①p. 220）と主張するものである。この場合、農協の区域については「道府県単位でもよいし全国一農協でもかまいません」（pp. 220-221）として、相当程度広域的なものを想定している。

しかし、これはあくまでも既存の農協とは別に新たに設立すべき農協について主張したものである。それでは、既存の農協については何を主張するのか。これが第二の「事業分割・縮小論」であり、これについて次のように主張される。「JAの農産物販売・資材購入事業は大幅な赤字であり、信用事業、特に農林中金の国際業務での利益で埋め合わせするという状況が続いていることから、「JAは信用事業に特化し、農業本来の事業は企業的農業者が自発的に組織したコメなどの専門農協によって実施されるようになれば、農業構造改革の機は熟すのではない」（p. 221）かと。そして、これらの主張の根底にあるのが、

第三の兼業農家排除論であり、組合員を「意欲ある農家」(p. 221)に限定するというものである。

山下氏が以上のような主張をする背景には、「農協＝悪の枢軸論」とでも言うべき“思い込み”に近い氏独自の考え方が存在する。著書②の中で、氏は、今日の農業問題を惹起した基本的要因は農協にあることを主張するため、“要”という表現を用いて次のように述べる。一つは、「農業の振興や発展を図るはずだった3つの基本的な制度、『食管制度』『農地制度』『農協制度』が、日本農業の発展を阻んでしまった。その扇の要に農協がある」(p. 31)というものであり、いま一つは、「農政トライアングルの要に在るのは農協である」(p. 146)というものである。

前者については、食管制度と農協制度の関連はある程度理解できるものの、農地制度の不備を農協制度と結び付ける見解には無理がある。実際、農地制度の不備が農協とどう関連するのかという点については、農地管理事業団法案に関連して「農協も非協力的な態度をとり続けた」(p. 59)との指摘しかなく、これが同法案の二度にわたる廃案とどのように関連するのかについては何ら述べられていない。にもかかわらず、「日本農業の発展を阻んだ」「3つの基本的な制度」の“要”として農協を位置づけようとするのは、論拠が不十分であり言いがかりとしか言いようがない。

後者については、農協を「農政トライアングルの要」と位置づけるものであり、氏の思想体系の根幹となっている部分である。ここで言う「農政トライアングル」とは、農協－自民党－農水省という三者の繋がりを指し、このトライアングルこそが日本農業の発展を阻んできたとして批判対象としているのである。そして、このようなトライアングルが形成された要因が農協にあるとして、農協が「悪の枢軸」に仕立て上げられているわけである。

氏は、なぜそのように考えるのか。氏の問題意識は、いかに「強い農業を築くか」という点にあるように思われるが、氏の描く「強い農業」とは、農業基本法で描かれたそれと軌を一にしており、この基本法農政を挫折に導いた責任が農協にあると考えているのである。では、氏が考える基本法農政の失敗の要因は、どのようなものか。それは、米の需要が低下しつつあるにもかかわらず高米価を維持したことが政策の失敗であり、この結果、農業構造改革は進まず農家の兼業化を促す結果となったのであり、この高米価を実現させたのが農協の政治力によるものとしている。農協がそのような圧力をかけるのは、高米価を維持し、兼業農家を温存することが食管制度と結び付いた農協事業の安定化に寄与するものと考えているからであり、氏の考える農協は、「農業を犠牲にすることで」(p. 54)利益を守ったと捉えているのである。それだけに、「美しかった」(p. 34)と高らかに持ち上げる農業基本法を挫折に導いた農協は許されざる存在というレッテルを貼られることになり、自ずと批判のボルテージは上がる一方である。

しかし、前述した通り、氏の論理展開は“一部の事実”と“言いがかり”を巧みに組み合わせていることに特徴がある。ここまで見てきたことは、主として後者に該当するが、さらに付け加えておきたいことは次の二点である。一つは、氏独自の「兼業農家論」についてである。氏の農協批判は、詰まるところ兼業農家を温存させていることに対する批判とも言える。これは、氏の“兼業農家嫌い”に起因するものであるが、それは、氏が認識する兼業農家像が極めて単純なものに過ぎないことに基づいている。それは、「農地の転用

で……莫大な利益を得」(p. 169) ており、「今や裕福な小地主になっている」(p. 107) というものである。また、「零細な兼業農家のほうが専業農家よりも高い所得を上げ、かつ専業農家の規模拡大による所得増加を妨害し、また、土日農業のために、手間暇かけない農薬・化学肥料多投の農業を実施している」(p. 101) というものである。ここに見られるのは、「兼業農家＝裕福論」であり、兼業農家こそ農業構造変革を阻害する諸悪の根源とする、かつて 1980 年代半ばにもてはやされた大前研一氏や叶芳和氏らの主張を彷彿とさせるものである。兼業農家の大半が、高地価のもとでの転用期待を抱く小地主と化しているかのように描いたり、高所得層として位置づける見解がいかにも実態とかけ離れたものであるかは、あらためて指摘するまでもないだろう。

そして、“言いがかり” 的論述に関わってもう一つ指摘しておきたいことは、氏の農協批判は、「農協」という一言で農協組織全体を全否定してしまうことに加え、その歴史的根拠を「農業会の衣替えに終わった」(p. 71) ことにのみ求めていることである。戦後農協が農業会から物的・人的遺産の一部を引き継いだことは事実であるにせよ、だからと言って農業会の性格がそのまま戦後に継承され、今日の農協の体質につながっているとするのは性急であろう。なぜなら、戦後農協には、農地改革を経て創出された自作農による熱気に支えられ、戦前とは異なる民主的農協を設立しようとする動きが存在したことは見落としてはならない事実だからである。また、満川元親著『戦後農業団体発展史』(明文書房、1974 年) によれば、設立当初の単協の役員構成において、農業会役員経験者の比率が著しく減少したという調査結果が紹介されており (pp. 144-146)、新しい農協を作り上げようとする機運が役員構成にも変化を与えたことが示されている。このように、戦後農協の性格を、農業会との関連だけで規定してしまうのは一面的だと言える。

この点では、戦後農協の画期は、「ドッジ不況」にあったと見るべきであろう。この時期、新生農協の多くが経営不振に陥り、この対策として「農林漁業組合再建整備法」「農林漁業組合連合会整備促進法」などの法整備が行われ、戦後農協の事業方式の基盤が形成された。さらに、農協法改正にともない 1954 年から 55 年にかけて都道府県および全国段階に農協中央会が設立され、農林省からのコントロールを受けやすい組織体制が整備されたと言える。山下氏は、「農水省は農林族議員を通じて農協に間接支配されてきた」(p. 6) としているが、実際の力関係はむしろ逆であったと見るべきではなかろうか。氏も認める通り、戦後農協は再建整備以降、「行政の下請け機関」としての性格が色濃くなってきたと見ることができ、とりわけ、近年においては農協再編の基本方針が農水省の意向に添うかたちで決められてきている現実を見る限り、このような印象は禁じ得ない。

このように、山下氏の農協批判には、多分に言いがかり的な言い分が含まれているのであるが、“一部の事実” が適当に混合されることで真実味を増す効果を与えていることは忘れてはならない。この点では、全て農協側の責任に帰すことができない問題であるにせよ、農協側にも揚げ足を取られやすい弱みがあったことは、真摯に受け止めなければならないであろう。例えば、食管制度と農協事業とのつながり、「米肥農協」と言われる体質の中で有機農業や流通構造の多様化など新たな動向への対応が遅れたこと、農協事業の信用・共済事業への依存体質、貯貸率の低さと農林中金によるハイリスクによる運用、リーマンショック後の金融危機と農林中金の損失計上など、今まさに直面している課題でもあり、山下氏の指摘を待つまでもなく取り組んでいかなければならない課題である。

(2) 大泉一貫氏による農協批判

次に、大泉一貫氏の論文「農協、族議員の利権『減反』を廃して農業を強化せよ」(『WEDGE』2009年5月号(株式会社ウェッジ))について取り上げる。大泉氏の論理展開は、山下氏のものとほぼ同様であるが、内閣府規制改革会議専門委員を務めていることから、政府の農政改革への影響力が大きい点では注意が必要である。

山下氏の場合もそうであるが、大泉氏においても、問題の焦点は農業構造改革にあり、これを阻害する要因として減反政策を位置づけるとともに、減反廃止論に反対する農協を批判するという構図になっている。氏が減反廃止を主張する背景には、「減反はいうまでもなく米の価格を維持するためのカルテル」であり、「それ(米価維持-引用者)が農政の最優先課題とされ他の政策を縛り農政をゆがめている」(p.8)との認識がある。そして、減反への取り組みを政府融資の条件に加えたり、「地域同調圧力」(p.9)を利用して減反を強制することにより、「我が国の農政は、市場で活躍する農家ではなく、減反に参加する農家をまともな農業者として育成してきた」(p.9)と主張する。

そして、こうした農政をもたらしたのは、「農協が自らの政治力を最大限駆使し、米価維持、減反強化を譲らないから」であり、「減反問題の本質は全農・農協問題といってもいいすぎではない」(p.9)と位置づけている。

そのうえで、大泉氏が特に農協批判として言及しているのは次の二点である。第一に、「農協ビジネス」のあり方についてである。この中では、「農協、特に全農のコメビジネスは、農家の委託を受けて卸等へ販売し、手数料を得るというもの」(p.9)であるとして手数料主義に批判を加え、これが米価維持圧力をもたらす一因であるとする。さらに、「コメを農協に出荷すると農協口座が確実に利用される。転作に関わる補助金も農協口座が多くの場合利用される」(p.9)ことを指摘したうえで、「米価維持と減反に関わる様々な補助金は今や農協ビジネスになくてはならない収入源ということだ」(p.10)が、この仕組みは破綻を来しているとしている。

第二の批判点は、自民党農林族議員と農協との密接な関係についてである。これについては、「農林族議員と農業団体が一体となって政府官僚を動かす構造は、農業、特にコメでは露骨で根強いものがある」、「農協には、政治的中立性の確保や説明責任を果たし、透明性を確保する措置が必要となる」(p.10)と論じられるが、これは山下氏のいう「農政トライアングル」と同じ指摘と言って良いだろう。

以上の通り、農業構造改革の進まない要因として米価維持圧力を挙げ、これを推進する“悪の枢軸”として農協を位置づけるという大泉氏の主張は、基本的な部分で山下氏のそれと違いはない。したがって、氏のロジックの問題点については山下氏のところで指摘したことに付け加えることはないが、こうした批判が今後、具体的な形で農協に突きつけられてくることは覚悟しなければならないだろう。